

大津事務所の業務内容変更のお知らせ

(草津本部評価課の移動のお知らせ)

日頃から当センターをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

令和 7 年 4 月 1 日から、建築基準法及び建築物省エネ法の改正等を踏まえ、効率的な業務執行のため、大津事務所で行っている建築確認及びフラット 35 適合証明の業務を草津本部で行うこととし、草津本部で行っている性能評価の業務を大津事務所で行うことと致します。

これまで、建築確認及びフラット 35 適合証明の申請で、大津事務所をご利用いただいていたお客様には、ご不便をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 4 月 1 日以降、大津事務所で行う業務

○建築物エネルギー消費性能適合性判定（主として非住宅の省エネ適判）

○性能評価業務

- ・ 設計性能評価 ・ 長期使用構造等確認 ・ 建設性能評価
- ・ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
- ・ 性能向上計画認定及び認定表示に係る技術的審査
- ・ BELS 評価 ・ 住宅性能証明 ・ 住宅省エネルギー性能証明

(草津本部の評価課を移すもので、近江八幡事務所、彦根事務所の評価業務は継続します。)